

T&M通信

～税務と経営～

2019年12月号

今月の経営チェックポイント✓

□給与所得の年末調整の月です。原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

□12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。

□賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」の提出が必要です。支給日より5日以内に届出書を提出してください。

□税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月27日（金）です。

□当事務所は12月28日（土）～1月5日（日）までお休みさせていただきます。

納税期限スケジュール

□固定資産税及び都市計画税の第3期分の納付期限は、京都市は令和2年1月6日（月）、大阪市は令和1年12月25日（水）迄です。

※WEB発行誌「経営サポート通信」も更新しておりますので、ぜひ田中会計のホームページをご覧ください。



着眼点 「 変化を考える 」

税理士 田中 彰

先月29日、中曽根康弘元首相が101歳で天寿を全うされました。行政改革の推進で国鉄（現在のJR）、電電公社（現在のNTT）、専売公社（現在のJT）の民営化を断行し、良くも悪くも戦後首相として存在感のある一人でした。当時の米大統領ロナルド・レーガンとは「ロン・ヤス」の蜜月外交を築きました。先の大戦で戦った国と国ですが、現在は友好関係を続けています。時代の変化はどうなるのか分からないものです。

今年一年間の変化を考えると、公私ともに色々ありました。年次有給休暇の強制取得制度が始まり、10月からは消費税率が引き上げられ、日本初の複数税率が導入されました。良いことの変化では、かつては考えられなかったラグビーワールドカップでの日本チームベスト8などもありました。当事務所ではベテラン職員が去り、新しい職員が加わりました。今後、AI（人工知能）の進展により税理士業は無くなると言われる中、私たちは新たな挑戦すなわち変化に対応しなければならないと思っています。

ダーウィンの進化論に曰く「強いものや賢いものが生き残ったのではなく、変わるものが生き残った」のだと。変化に対応できる感性を養うことや自分のポリシーを曲げてまで変えることは難しいこと

です。しかし特に企業経営は不易流行（変わらざることと時代にあわせて変えること）が重要であります。

一つには経営者は明確な経営理念を持ち、それを社員と共有することが大切です。そして経営理念は大きく持つことをお勧めします。例えば「人々の健康に資する企業」という理念があれば、今は飲食業を営んでいても将来は運動関連の事業を展開することも考えられます。トヨタは豊田佐吉氏が織機を製作したのが起源ですが、今は自動車の一大メーカーになりました。

中曽根元首相はその変わり身の早さから風見鶏と揶揄されましたが、戦後の日本を大きく変えた一人に違いありません。その逝去の報に呼応して今年も今月を残すのみとなりました。本当は変化を感じる以上に時の流れの速さを感じます。「終わり良ければすべてよし」の気持ちで今月も頑張りたいと思います。皆様の幸運をお祈り申し上げます。

●令和2年分の給与の源泉徴収事務について

1. 給与所得控除の改正

- ・ 給与所得控除額が一律に10万円引き下げになります。
- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、上限額が195万円にそれぞれ引き下げになります。

2. 基礎控除の改正

- ・ 基礎控除額が10万円に引き下げになります。
- ・ 合計所得金額が2400万円を超える者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2500万円を超える者については、基礎控除の適用がなくなります。

上記1.2他の改正に伴い、「令和2年分源泉徴収税額表」が改正されました。令和2年1月1日からの給与等支払時の源泉徴収は、改正後の「令和2年分源泉徴収税額表」を使用してください。

(文責：田中 恵子)

●第1回 働き方改革関連法案

最近頃に耳にする「働き方改革」という言葉。テレビCMでも使われているぐらい世に浸透してきています。今年の4月に施行された際は皆さんもかなり注目されていたかと思いますが、いかがでしょうか。個人的には、今は「働き方改革」という言葉だけが一人歩きをし、中身をしっかりと把握・理解している方は少ないのではないかと、という印象を受けます。

また、今年10月より最低賃金の引上げが実施されたことも注目すべきポイントで、京都は現在909円。10年前に比べると160円アップです。(私の学生時代、滋賀県の最低賃金は700円にも満たなかったような……。) 良い時代になったと言えるのかもしれませんが、企業側から考えると手放しで喜べない、しっかり考えていくべき問題かと思えます。

働き方改革関連法案の施行より8ヶ月経った今、中小企業に特に影響を与えるであろう5つの項目を改めて掘り下げていきたいと思っておりますので、次回もお付き合いの程よろしくお願い致します。

(文責：松原 礼)